

制定 平成 16 年 8 月 24 日 保警環第 46 号  
変更 平成 17 年 3 月 28 日 保警環第 134 号  
変更 平成 17 年 5 月 19 日 保警環第 34 号  
変更 平成 17 年 7 月 21 日 保警環第 59 号  
変更 平成 18 年 12 月 26 日 保警環第 10 号  
変更 平成 21 年 6 月 12 日 保警環第 27 号  
変更 平成 22 年 4 月 14 日 保警環第 1 号  
変更 平成 24 年 4 月 1 日 保警環第 89 号  
変更 平成 25 年 4 月 1 日 保警環第 107 号  
変更 平成 25 年 10 月 1 日 保警環第 72 号  
変更 平成 28 年 2 月 1 日 保警環第 65 号  
変更 平成 28 年 6 月 9 日 保警環第 21 号  
変更 平成 29 年 3 月 17 日 保警環第 85 号  
変更 平成 30 年 3 月 8 日 保警環第 108 号  
変更 平成 30 年 6 月 13 日 保警環第 22 号

## 確 認 業 務 規 程

一般財団法人 新日本検定協会

## 目 次

第1章 総 則（第1条―第4条）	1
第2章 確認申請の受理（第5条―第7条）	2
第3章 確認業務の料金（第8条―第9条）	2
第4章 確認業務の実施方法（第10条―第14条）	2
第5章 確認済証の交付（第15条―第17条）	3
第6章 確認事務に関する秘密の保持（第18条）	4
第7章 確認事務に関する公正の確保（第19条）	4
第8章 雑則（第20条―第29条）	4
附 則	5
別紙1	7
第1号様式～第7号様式	8

### 第1章 総 則

#### （目 的）

第1条 この規程は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「法」という。）第9条の11第1項の規定に基づき、法第9条の2第4項に規定する業務（以下「確認業務」という。）に関する事項を定め、その適正かつ確実な実施を図ることを目的とする。

#### （用 語）

第2条 この規程において使用する用語は、この規程において定めるもののほか、関係法令において使用する用語の例によるものとする。

#### （確認業務の基本方針）

第3条 確認業務の基本方針は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 確認業務に従事する役員及び従業員は、確認業務の持つ意義と重要性を認識するとともにその使命と責任を自覚し、適正かつ確実に確認業務を遂行すること。
- 二 確認業務を行う本部及び事業所（以下「事業場」という。）の長（以下「事業場長」という。）並びに確認業務を行う者（以下「確認員」という。）は、確認業務に関する秘密の保持及び公正の確保に努めること。
- 三 安全環境室長は、確認業務の品質管理に関する責任と権限を有すること。
- 四 安全環境室長は、関係機関と技術交流を図り、技術水準の維持、向上に努めること。
- 五 公務員たる性質を有する役員及び従業員は、いかなる場合であっても関係法令に抵触する行為があつてはならないこと。

#### （事業場の名称等）

第4条 事業場の名称及び所在地は、別紙1のとおりとする。

- 2 会長は、事業場長に確認業務を遂行するために必要な権限を委譲するものとする。
- 3 事業場長は、別に定める「確認業務規程実施細則（以下「細則」という。）」で規定する事項を遵守しなければならない。

## 第2章 確認申請の受理

### (申請の受け付け)

第5条 申請の受け付けは、事前処理確認申請書（以下「申請書」という。）（第1号様式）の提出を受けて行うものとする。

2 前項の申請書の提出を受け付ける時間は、原則として次のとおりとする。なお、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定める国民の祝日並びに年末年始（12月30日から1月4日まで）は、原則として受け付けない。

平日 午前9時から12時まで  
午後1時から5時まで  
土曜日 午前9時から12時まで

### (申請書の審査)

第6条 事業場長は、前条の申請書の提出があったときは、記載事項に不備がないことをチェックし、適正であると認められるものについてこれを受理するものとする。

2 申請書の受理後、申請者から申請書に記載された事項について変更したい旨の申出があったときは、内容を変更した新たな申請書を提出させるものとする。

### (書類の提示)

第7条 事業場長は、申請書を受理したときは、申請者に対し確認のために必要な書類の提示を求めることができる。

2 必要な書類とは、細則に定めるところによるものとする。

## 第3章 確認業務の料金

### (手数料等)

第8条 事前処理の確認を受けようとする者が納付すべき手数料の額は、事前処理を実施する貨物艀の数が一艀の場合は26,000円、二艀以上の場合は26,000円に一艀を増すごとに10,100円を加算した額とする。

2 法第9条の14第2項第2号又は第4号の財務諸表等を請求するときの費用は、1通につき300円とする。

### (納付)

第9条 前条の手数料等は、原則として申請時に指定する銀行に振込ませるものとする。

2 事業場長は、前項の規定にかかわらず実態に応じた納付の方法及び時期に変更することができる。

3 事業場長は、納付された手数料等については、申請者の都合でその申請を取り下げた場合でも検査に着手した後は返却しないものとする。

## 第4章 確認業務の実施方法

### (確認準備の指示)

第10条 事業場長は、申請書を受理したときは、申請者に対し、事前処理の方法に応じて、確認のために必要な準備を指示するものとする。

2 指示すべき事項は、細則に定めるところによるものとする。

(確認の実施)

第 11 条 事業場長は、確認の申請のあった船舶について、その実施する事前処理の方法が、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 201 号。以下「令」という。）別表第 1 の 6 第 1 号に規定する基準（以下「基準」という。）に適合しているかどうかの判定（以下「適合判定」という。）を確認員に行わせるものとする。

ここで、事前処理の方法とは、濃度測定方法(令別表第 1 の 6 第 1 号ロ(1)に掲げる要件に適合する方法)及び予備洗浄方法(同号ロ(2)に掲げる要件に適合する方法)をいう。

(判定方法)

第 12 条 適合判定における確認事項は、細則に定めるところによるものとする。

2 濃度測定は、別に定める「貨物艙洗浄水の濃度測定方法」に基づいて行うものとし、濃度測定方法において使用する油分濃度計及び分光光度計の所在場所等は、細則に定めるところによるものとする。

(有害液体物質記録簿への記載)

第 13 条 確認員は、事前処理が基準に適合するものであることを確認したときは、当該船舶に備え付けの有害液体物質記録簿の所定欄に必要事項を記入の上、所属事業所名を記載し、署名押印を行うものとする。

2 確認員は、前項の記載を行う場合には、当該船舶が実施した事前処理実施前の作業内容が記載されていることを確認してから行うこと。

(申請者等への通知)

第 14 条 確認員は、事前処理を基準に適合させることができないと判定したときは、すみやかに事業場長に報告するものとする。

2 事業場長は、前項の報告を受けたときは、申請者に対してすみやかにその旨口頭又は書面で通知するものとする。

## 第 5 章 確認済証の交付

(確認済証の交付)

第 15 条 事業場長は、事前処理が基準に適合していることを確認したときは、事前処理確認済証（以下「確認済証」という。）（第 2 号様式）を作成し、申請者に交付するものとする。

(英訳証明書の作成及び交付)

第 16 条 事業場長は、申請者から英訳証明書の交付請求があった場合は、前条で作成した確認済証のほかに、当該英訳証明書（Format 3）を作成し交付するものとする。

2 前項の場合において、英訳証明書の作成及び交付の取り扱いについては確認済証の場合と同様とする。

(証 印)

第 17 条 確認済証に押捺する証印は、第 4 号様式の印影のものとする。

2 証印は、事業場長が適切に保管、管理するものとする。

## 第6章 確認事務に関する秘密の保持

### (秘密の保持)

第18条 事業場長及び確認員は、申請者の有害液体物質に関する情報を第三者に漏洩することがあってはならない。

2 事業場長は、申請書及び第7条に基づき提示された書類を適切に保管、管理しなければならない。

## 第7章 確認事務に関する公正の確保

### (公正の確保)

第19条 事業場長は、確認事務の運営に当たっては、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく審査基準及び標準処理時間の設定、公表等公正の確保に努めること。

## 第8章 雑則

### (確認員の選任)

第20条 会長は、別に定める「確認員の選考に関する規則」に基づく確認員の推薦があった場合、その者が確認員として適任であると認めるときは確認員として選任し、その旨海上保安庁長官に届け出るものとする。

### (確認員の解任)

第21条 会長は、海上保安庁長官から確認員の解任を命じられたとき又は確認員が次の各号の一に該当するときは当該確認員を解任し、その旨海上保安庁長官に届け出るものとする。

- 一 健康上その他の理由により確認員として適格でなくなったとき。
- 二 協会の従業員でなくなったとき。

### (委任状等の提出)

第22条 申請者が、確認済証の受領を代理人に委任する場合は、申請書提出時に次に掲げるいずれかの書類を提出させるものとする。

- 一 委任状（第5号様式）の写し
- 二 申請者と代理人が交わした業務委託契約書の写し
- 三 法人にあっては、その代表者から担当者への権限委譲証明書の写し

2 提出された書類の内容に変更があった場合は、再度提出させるものとする。

### (教育訓練)

第23条 安全環境室長は、確認業務に従事している確認員に対して確認員研修を行い、確認員の知識技能の向上に努めるものとする。

2 確認員研修の実施要領は、細則で定めるものとする。

### (安全対策)

第24条 確認員は、防護用の作業服、安全靴及び安全帽等の着用並びに防爆型懐中電灯を携帯する等、検査安全委員会において制定した「検査安全マニュアル」に従い確認業務を行うものとする。

(帳簿)

第25条 法第9条の20で規定する帳簿の様式は、第6号様式とする。

2 確認業務終了後、確認員は協会内イントラネット上の上記様式に所要事項を入力し、事業場長が出力された帳簿の記載内容を確認するものとする。

第26条 削除

(書類等の保存)

第27条 安全環境室長及び事業場長は、確認業務に関する書類及び電磁的記録を、次の区分に従い保存するものとする。

一 安全環境室長

第25条第2項の入力済み第6号様式の電磁的記録を、3年間保存する。

二 事業場長

イ 確認申請書(添付書類を含む)、確認審査表、確認済証の写し及び英訳証明書の写しをそれぞれ所定の綴りに整理し、3年間保存する。

ロ 帳簿を所定の綴りに整理し、5年間保存する。

(確認員証の提示)

第28条 確認員は第7号様式の確認員証を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(細則等の届出)

第29条 細則及び確認員の選考に関する規則は、会長がこれを定めるものとし、あらかじめ、海上保安庁長官に届出るものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

附 則

この規程は、海上保安庁長官の認可を受けた日(平成16年8月24日)から施行する。

附 則

この規程は、海上保安庁長官の認可を受けた日(平成17年3月28日)から施行する。

附 則

この規程は、海上保安庁長官の認可を受けた日(平成17年5月19日)から施行する。

附 則

この規程は、海上保安庁長官の認可を受けた日(平成17年7月21日)から施行する。

附 則

この規程は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成18年10月12日政令第328号)が施行される日(平成19年1月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、海上保安庁長官の認可を受けた日(平成22年4月14日)から施行する。

附 則

この規程は、海上保安庁長官の認可を受けた日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 29 年 4 月 17 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 30 年 3 月 5 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 30 年 6 月 23 日から施行する。